

令和元年第4回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和元年12月11日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

令和元年12月11日（水曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 日程第1 | 議案第67号 | 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第68号 | 利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第69号 | 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第70号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第71号 | 令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について |
| 日程第6 | 議案第72号 | 令和元年度利根町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第7 | 議案第73号 | 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第74号 | 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第75号 | 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第76号 | 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第77号 | 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第78号 | 利根町教育委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議案第79号 | 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第14 | 議案第80号 | 字の区域の変更について |
| 日程第15 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第16 | 議員派遣の件 | |
| 日程第17 | 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件 | |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第67号
- 日程第2 議案第68号
- 日程第3 議案第69号
- 日程第4 議案第70号
- 日程第5 議案第71号
- 日程第6 議案第72号
- 日程第7 議案第73号
- 日程第8 議案第74号
- 日程第9 議案第75号
- 日程第10 議案第76号
- 日程第11 議案第77号
- 日程第12 議案第78号
- 日程第13 議案第79号
- 日程第14 議案第80号
- 日程第15 諮問第1号
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

- 議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これより議事日程に入ります。

-
- 議長（船川京子君） 日程第1，議案第67号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は5名です。

通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

- 5番（石井公一郎君） 議案第67号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例，国の働き方改革実行計画，同一労働同一賃金など処遇改善が求められております。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律，現在から令和元年度，特別職非常勤，一般職非常勤，臨時的任用職員の多くが令和2年度から会計年度任用職員に移行す

る。この改正によって町の会計年度職員の給与等がどのようになるのか、また、人件費でこの改正により幾らぐらい増となるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

条例改正により会計年度任用職員の給与等がどのようになるのか、まずその点ですね。

これまで非常勤職員としての給与では、賃金、通勤手当のみの支給でございましたが、今回の条例第3条の規定にありますように、フルタイム職員は常勤職員とほぼ同様に給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当が支給されます。

また、パートタイム職員は報酬及び期末手当、また費用弁償として通勤手当が支給されますが、勤務時間等に応じた支給要件がございます。

そのほか休暇につきましては、年次休暇はこれまでと同様ですが、忌引などの休暇が一部有給休暇として認められております。

そのほか、社会保険等につきましては、フルタイム職員は地方公務員共済組合への加入が可能になったこと、また、パートタイム職員は協会けんぽや厚生年金への加入に当たっての勤務時間等の制限が緩和されております。

それと人件費の増はということですが、来年度会計年度任用職員となる職員をベースとして、今年度の臨時職員等に当てはめて比較いたしますと、概算ではございますが、報酬で1,300万円の増、期末手当で400万円の増となり、合わせて1,700万円の増を見込んでおります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、総務課長が言ったように、1,700万円も人件費が増になってくる見込みだと思えるんですけども、そうすると町の町税が約12億円、その町税で人件費が賄えないような、財源が減ってくるわけですから、さらに厳しくなってくると思えるんですよ。その中で町長に、人件費ばかりふえてきて、今後の予算ではないんですけども、財源が少なくなったから何かを削ってやっていくしかない、どのような考えを町長は持っているか、その辺だけお聞きして終わります。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 国からの、また県からの仕事量はかなりふえております。そんな中で職員を適材適所に回しながら残業費を削るなど、ありとあらゆる考え方で、もうちょっとまとまるように職員を動かしながら削っていこうと考えているところですが、これは国の制度なので仕方がないのかなとは思いますが、人を少なくすれば残業がふえるという形で、どうやったらいいかというのは正直言って悩んでいます。

悩んでいます、何とかしなければならぬということもありますので、これから職員

とじっくり考えて、いい方向に進むように手を打っていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 私の質問も、今、石井議員が質問したことと同じ質問でありますから、質問を省略させていただきますが、今、町長がお答えになられましたように、人件費が非常に高くなっていくことは事実ですし、財政が圧迫されることも当然だと思いますので、いろいろ工夫して健全な財政運営をしていただきたいと思いますなと思ひまして、要望だけして終わりにします。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑が終わりました。

次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 議案第67号ですが、ただいまの石井議員、片山議員の質疑とダブリますので、採用する場合ですが、一般的には、条文によりますと競争試験あとは選考とありますが、町のほうで会計年度任用職員を採用する場合には、競争試験または選考をすると思いますが、どちらを採用しますか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 競争試験または選考についてのご質問でございますが、今回の条例第1条の趣旨規定にあります地方公務員法第22条の2第1項では、会計年度任用職員の採用の方法は競争試験または選考によるものとするという規定が設けられていることから、筆記試験などによる競争試験、面接や書類選考等の方法が考えられます。

町といたしましては、これまで臨時職員等については筆記試験等は行っておりませんので、基本的には面接や書類選考の方法によりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 2回目ですが、せっかく条例が施行したんですけれども、この趣旨を広くわからせるのには、町の広報とねとか掲示板とか何かで採用、募集の要項を定めて、これを一般的に公募するわけでございますでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 会計年度職員は令和2年度から実施されるわけですが、今採用しております非常勤の職員の方がほぼ移行される形になるかと思ひます。そこで選考という形になってくるかと思ひます。

勤務時間等の関係で、さらに人をふやしていくと。ただ全体の勤務時間は変わらないんですけれども、今までと同じようにやってしまうと、例えば扶養に入っていた者が扶養に入らなくなるであるとかいろいろな事情が絡んできますので、その辺の調整を今しております。

新たに会計年度職員として採用するような場合には、当然広報で募集したりとか、ハローワークからの募集をかけたとか、各課で検討していただいて募集するという形になる

かと思えます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それから、採用する場合には年齢的に何歳から何歳という年齢の枠があるのでしょうか。それだけ伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 年齢の枠については設けませんが、学生については採用できないということになっております。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 今度新しい条例が二つ提案されまして、この新しい条例の審議については私もできるだけ内容を理解するようというので、本来であれば委員会に付託して詳細に質疑等をいたしまして、住民の方にもお話できるようにするのが本来の姿だなと思っております。

この本会議では質疑は3回となっております。また、今回、会期が短縮されたこともありまして、新条例の内容を私は熟読することができませんでした。それゆえ、今回の質疑の提出に当たっては要点が定まっていないこともあると思いますけれども、執行部におかれましては、拡大解釈をされまして理解されるよう説明されることを望みます。

それでは、議案第67号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について質疑いたします。

まず1点目は、2020年4月から会計年度任用職員制度が導入されるわけですが、これまでも繰り返し任用されてきたと思いますが、この条例を受けて、町職員の業務分掌がどのように変化するのか。そしてまた、この職員らによる町民サービスがどのように変化していくのかということについて、1点目、伺いたいと思います。

それから、2点目の任用（採用）については、今、ご質問が出ておりましたので、内容等については省略したいと思います。ただ今回どこの市町村の自治体でも同じような任用制度、採用等が行われると思うので、町独自でやるよりは、今の県のほうで町の職員等の採用もやっているように統一的なものであればいいなと望んでいるんですが、その辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、3番目といたしまして、これら任用されるフルタイム、パートタイムの職員と言いますか、これらの方々の分限処分ですね、公務員の身分制度になる方もあるだろうし、ならない方もあるということになると、分限が当然異なってくると思うので、それがフルタイムではどういう分限が適用されるのか、パートタイムではまたどうなのかということについてお尋ねしたいと思います。

職種別基準表の定めが、今回規則の案のほうに載っていましたが。それを見させていただきますと、職務の級、号給については任用の上限の号給までということが表示されており

ますけれども、これは国から示されたものなのか、あるいは町独自で定めたものなのかということを含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の町職員の業務及び町民サービスについてでございますが、地方自治体において全国的に臨時・非常勤職員が増加、地方行政の重要な担い手となっております。

当町においても、行政職における事務職や用務員や学校調理員等の技能労務職として多数雇用しております。

今後、会計年度任用職員の制度導入により、適正な勤務、任用条件を確保した上で、必要に応じた採用を行い、町民サービスの向上に努めていく所存でございます。

また、事務分掌等の変化でございますが、これはございません。

それと、二つ目の任用についてでございますが、改正後の地方公務員法第22条の2第1項により、競争試験によることを原則としている常勤職員と異なり、競争試験または選考により採用することができることになっております。

議員がおっしゃいました統一試験ということでございますが、業務の内容がパートタイム職員の場合には、これまでの臨時職員とほぼ同様になってくることから、県もしくは町村会等の統一試験というのは考えておりません。

また、フルタイムについては、勤務時間と待遇等については常勤職員と同様になるわけですけれども、フルタイム職員を採用するのであれば、常勤職員、通常の正職員を採用すべきかと考えておりますので、統一的な試験を行うという県の動きもございませんし、町のほうとしても考えておりません。

それと、三つ目の分限についてでございますが、会計年度職員についても一般職の職員として常勤職員と同様の分限の規定が適用されます。これはフルタイム、パートタイム、いずれも適用されるということでございます。

それと、四つ目の職種別基準表の定め、これについては参考資料2の規則のほうに載っているわけですけれども、町独自か、それとも法律にのっとったものかということでございますが、基本的には法律に書かれているものを町独自のルールをつくったということでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 2回目となります。

今、分限処分についての質疑をしたわけですけれども、詳細にフルタイムについてはどうだ、パートタイムについてはどうだという細かい説明がなかったんですが、これもう少し細かく、守秘義務がどうのこうのとか細かい規定があると思うんですが、その細かいことについて、フルタイムではどうというのが適用されるとか、パートタイムではこれこれ

だと、もっと細かく一つ説明いただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の職務権限規定についてでございますが、これは権限がどの辺まで、フルタイム、パートタイム、特にフルタイムの方に与えられるのか。それによっては職務を遂行する上で非常に一般の職員というか、公務員との事務上で、例えば仕事に対して起案等をする場合でもどうなのかなと思いますので、規定を今は設けていないのかもしれませんが、私は設けたほうが良いと思いますけれども、その辺も含めて、今、設けていなければ設ける意向があるのかどうなのか、今設けてあるのであれば、どういう形でこれが適用されるのか等々についてお聞きをしたいと思います。

それから、細くなるんですけども、フルタイムで働く方、これは常勤職の一番上というか、下というか、初の号給額を基礎として責任度や経験年数が加算されるということになっていますね。それで、会計年度任用職員の給与に関する規定の中にもあるんですけども、1、2、3、4項目ありますか、それで1項目の上のほうには「通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる経験年数については4」を、4というのは4年という意味かな、4を加算すると。2、3はちょっと飛びまして、一番下の「通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満である月からなる経験年数については1を」加算するということになっています。

なっているんですけども、一番上の4の加算については、要は8時間未満となるような計算になるかと思うんですけども、31時間以上または15時間未満、これは最大最小をここに示してあるんですが、この時間はどうなんでしょう、31時間以上であってはいけないのですか。それとも15時間未満であっては、なぜだめなのか、1が加算されないのか、4が加算されないのか、もう少し熟読すればわかったのでしょうかけれども、ちょっとわかりにくい面があるので、私どもはそれほどわからなくても担当者がしっかりすればいいことでありますけれども、お聞きをしたいなと思っております。

それから、給与等ですけども、今の件と関連して、パートタイム会計職員が報酬基準の決定、これはフルタイム職員の権衡等に留意するとしておりますけれども、このパートタイムのほうの経験年数の加算ですね、これはあるのか、ないのか。

フルタイムはここにあるんだけども、パートタイムのほうについては記載がされていないようなので、その辺について、ちょっと細かいんですけども、お聞かせください。

特に任用について細かくお聞かせいただければいいなと思います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず、分限のほうを細かくということで、職員と同じようなルールにのっとってやるわけなんですけれども、これ懲戒処分も適用されます。ただ一つ違うのが、フルタイムの場合には営利企業等の従事の制限がございます。パートタイムの場合は、これはございません。

それと権限についてでございますが、会計年度職員という名前はそういうふうになるん

ですけれども、実質的な業務についてはこれまでの臨時職員と同様になりますので、特に権限を設ける予定はございません。

それと、3番目の任用についてでございますが、30時間、15時間というところのことでございますが、給与を計算する上で昇給が引き続き会計年度職員と任用される場合、それは今後の話なんですけれども、今回、臨時職員が会計年度職員になる場合も、引き続きという計算がされてきます。

その中で週当たりの所定労働時間というのがございまして、先ほどおっしゃいました15時間、厳密には15時間30分未満になるんですけれども、これは1号級のアップ、経験年数がある場合もしくは引き続き採用になった場合、それと同じように、31時間以上については4号級を加算していくと。4号級上がるということでございます。

それと、経験年数の加算ということでございますが、経験年数の加算はございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 3回目になります。

この分限処分について、なかなか細かくご説明がなかったんですが、私の調べた結果についてちょっと申し上げますが、これについて間違っていたら間違っていると、逆におっしゃってください。

私は、パートタイムについては営利企業の制限はないよと、それから、信用失墜行為の禁止、これは適用されると、それから、職務専念の義務、これも適用される、この三つかなと、そのほかの全てについてはフルタイムについては公務員法に基づくところの分限処分に当たると私は理解していますが、これでいいのかなのか、その辺のお答えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、常勤職員の給料表の1級1号給を下限として給料、報酬を設定することなんです、フルタイムの者が、ここの中にもあるように、最高号給は35万円、これでいいんですか、これ以上は上がらないんですか、その辺なんですね。

それからもう一つは、職種別基準表というのが、ア、イ、ウと三つありますね。行政職からずっといって単労までありますが、これらの職種ごとのある業種によっては定年を定めていない業種があると思うんです。これをちょっとお聞かせください。

それからもう一つ、再任用について任用する場合において、長期の育児休業等について、これは適用されるのか、また引き続いて任用が可能なのかなのかということの3点、共済組合は先ほどお聞きしたのでこれは結構です。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず分限の部分でのパートタイムでございますが、営利企業への従事はパートタイムの職員には適用されません。そのほかについては、議員おっしゃるとおりで、そのほかについては地公法が適用になるということでございます。

○8番（井原正光君） 営利企業もできるの。

○総務課長（飯塚良一君）　そうです。

それと、フルタイム職員の35万円上限、こちらのほうについては、今の条例上は35万円が上限ということになります。もし上げる場合には、条例の改正が必要ということになります。

それと、職種別基準表の定年ということですが、臨時職員でございますので、この中には定年の話はしておりません。

それと育児休業につきましては、育児休業は有給にならないということで、完全に休みの状態になります。それについては、育児休業については有給の適用はございませんが、その育児休業と産前産後休暇の取得を理由として不利益な扱いは受けないと規定されております。

○議長（船川京子君）　井原正光議員の質疑が終わりました。

次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君）　1番、峯山典明です。議案第67号について質疑をさせていただきます。

一つ目、月給が下がる職員は何名いるのか。

二つ目、期末手当は必ず支給してもらえるのか。

三つ目、再度の任用の場合は公募なしで2回まで任用可能ということですが、それは面接・選考試験などは一切行わずに任用されるのか。

四つ目、再度の任用は最長で3年間となっていますが、3年以上の雇用は可能か。

五つ目、フルタイムの会計年度任用職員は、正規職員と同じく地方公務員法が適用されるようになりますが、待遇面を考えたら厳しいと思わないか。

六つ目、地域おこし協力隊は現行では38時間45分勤務であるため、フルタイム職員になった場合、副業することができません。定住がゴールとなる地域おこし協力隊で副業ができないのは問題なのでパートタイム職員にするべきだと思いますが、勤務時間は短縮するのか。

七つ目、更新時に毎年「試用期間」はあるのか。

最後に八つ目です。更新時に雇用中断、いわゆる次の雇用までに空白期間があるのかお尋ねいたします。

○議長（船川京子君）　峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君）　それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の月給が下がる職員は何名いるのかについてでございますが、勤務時間の変更、つまり減少、これがない限り、1カ月当たりの報酬、これが下がることはありませんので、勤務時間が同じと仮定するならばゼロ人でございます。

二つ目の期末手当は必ず支給してもらえるのかについてでございますが、条例第26条第

1項において、1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして規則に定めるものを除くと規定しておりまして、その規則においては勤務時間が著しく短いものとして、勤務時間の1週間当たりの平均時間が20時間未満の職員と定める予定でありますので、全員が支給の対象となるものではございません。

三つ目の再度の任用の場合は公募なしで2回まで任用可能という要件につきましては、これは多分国のほうの基準かなと思うんですけれども、当町においては、再度の任用に当たり一律に任用回数による制限を設けておりません。

四つ目の3年以上の雇用は可能かとのご質問に関しまして、年数による制限を設けておりません。

五つ目のフルタイム会計年度任用職員の待遇面を考えたら厳しいと思わないかとの厳しいご質問でございますが、制度上、条例に規定はしましたが、フルタイム会計年度任用職員を募集する予定は今のところございません。フルタイムの職員を採用するのであれば、正規の常勤職員を雇いたい、また雇うべきであると考えております。

六つ目の地域おこし協力隊についてのご質問ですが、現在、地域おこし協力隊については勤務時間を短縮しパートタイム任用職員として雇用する予定で調整しております。

七つ目の試用期間についてですが、改正されました地方公務員法において、全ての一般職の職員について、条件つき採用を適用することとした上、会計年度任用職員の条件つき採用期間については、常勤職員が6月のところ、5月とする特例が設けられたところがございます。

再度の任用の場合においても、あくまで新たな職に任用される者と整理されるものがございますので、任期の延長とは異なることから、改めて条件つき採用の対象、要するに会計年度ごとということになります。

八つ目の空白期間についてのご質問でございますが、退職手当は社会保険料を負担しないようにするため、再度の任用の際、前の任期との間に一定の期間を設ける、いわゆる空白期間を設けることについては、改正されました地方公務員法においても配慮義務にかかわる規定が設けられたところがございます。総務省自治行政局公務員部作成の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル、これがございまして、これにおいても不適切な空白期間の是正を図る必要があるとされているところがございます。以上のことから、いわゆる空白期間を設けるような雇用はしていかないつもりでございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは2回目の質疑をさせていただきます。

先ほど、3年以上の雇用の制限を利根町は設けないということなんですけれども、期限のある労働契約を結んだ職員が5年以上継続して契約を結んだ場合、5年以上たてば正規の職員ではないですけれども、無期限の労働契約を結ぶ申請ができるとございます。この場合、無期限の労働契約なので正規の職員ではありませんが、今回の会計年度任用職員、

一会計年度の職員になってしまいますので、恐らく無期の労働契約イコール正規の職員になってしまうのかなと思うのですが、この場合、利根町としてはどのような契約を結んで、どのような待遇になるのか、もし今現在決まっていることがあればお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 私の認識上は、今回会計年度任用職員となったことによりまして、あくまでも会計年度ごとの雇用であって、試用期間も会計年度ごとにされるということで、パートタイムの職員につきましては、5年を経過したことによって無期限の労働契約に発展するということはないという認識でございます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

峯山議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 議案第67号について、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど担当課長から答弁がございましたように、さまざまなメリット、デメリットというものが存在しているのが、こちらの制度でございます。正規の職員をより多く雇うことで、利根町の住民福祉サービスはより向上していくものと、私は考えております。

先ほどの有期の労働契約、5年以上勤めて申請すれば、無期の労働契約というものが今までは可能でしたが、この一会計年度の任用職員になった場合、毎年あくまで一会計年度の契約になりますので、それが難しくなってしまう。そこが問題であると私は考えております。

こちらの第67号の条例改正に関しては、非正規職員などの処遇改善が目的と考えられておりますけれども、非正規職員の処遇改善を考えるのであれば、やはり待遇面に関しては均等であるべきだと考えます。同一労働同一賃金を求める均等待遇、これらは必ず現場の願いとなっていると考えます。

また、フルタイムとパートタイムで待遇格差がございます。こちらに関しても十分な処遇改善である制度になっているとは、到底言えません。

今後、会計年度任用職員常勤を雇うのであれば、正規の職員を採用するというお話でしたが、現在働いている方たちも、同じように正規の職員になれる道があれば、やはりそれは探っていただきたいと思っております。

以上のことから反対の立場で討論させていただきました。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第67号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第2、議案第68号 利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は5名です。

通告順に質疑を行います。

3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 議案第68号について質問させていただきます。

反社会的団体等の使用制限のほうはという質問をさせていただきましたが、その条文は第11条の2項「公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するとき」という使用制限が条文にのっておりますが、これは非常に具体性に欠けるのであって、例えばマルチ商法とか、そういうものがこういう公の施設を使用して説明会をやったり、商品を販売したりすると、特にお年寄りの方は、町の施設でやっているんだからということの信用性で、そこに入って購入するということが可能性として考えられます。

そういうことが教育委員会として規定するということになっておりますが、果たして教育委員会でそこまできちんと判別できて制限できるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、片山議員の反社会的団体等の使用制限はというご質問にお答えいたします。

まず、今回の条例の一部改正後につきましても、反社会的団体の使用制限につきましてもは使用の不許可ということで、第6条第1項の第2号によりまして、集団的にまた常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になるものに該当するときは不許可、使用を許可しないということで設定をしているような状況でございます。

また、今回の関係条例としましても、整備をしております利根町公共施設の暴力団排除に関する条例、こちらにおきましても第3条でございますが、集団的にまたは常習的に不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるときは、当該使用を許可しないということで定めておりますので、こちらのほうで使用はできないという

形のものでご理解いただければと思います。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 条例で文章化するとそういうことになるのかなとは思いますが、運用においては、そういう団体、組織が紛れ込むという可能性もなきにしもあらずと、そういうことを私は懸念しております、その被害をこうむるのは、特にお年寄りの人だと思っております。

ぜひ運用面において、そういう団体が潜り込まないような具体的な方策を考えていただいて、住民に被害が及ばないということが絶対条件ですので、その辺、よろしく願いいたします。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑が終わりました。

次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 議案第68号、この中の新旧対照表、4ページです。

第16条、これ委任規定ですが、この委任については教育委員会の規則ですからちょっと質疑に当たるかどうかわからないんですけども、現行では生涯学習センター、公民館にはそれぞれ管理規則があります。その中に現行では使用の申請、使用期間等の定めがないのですが、今度改正する場合、使用の申請、使用期間については定める必要があると思うんです。

特に利根町文化センターについては、使用期日の6カ月前の申請が望ましいと思うんですが、そういうお考えはいかがでしょうか。

そして、地方自治法の規定する今度の文化センターですが、公平・公正に扱うよう、規定をいろいろ細かく定めて明文化することが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは五十嵐議員の質問にお答えいたします。

4月から利根町公民館が利根町の文化センターとしてスタートするわけなんですけれども、こちらの使用の申し込みにつきましては、定期利用団体の方につきましては6カ月の申し込みをできるということで、今考えております。

また、こちらのほうの規則による定めということにつきましては、今後詳細については協議をさせていただければと考えております。

また、今後、先ほど五十嵐議員からもご指摘がありましたとおり、施設の利用につきましては公正・公平性を図りながら、生涯学習の環境の場として利用者の方々の利便性の向上を図ってまいりたいということで考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第68号 利根町生涯学習センターの設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今回、「利根町公民館」が「利根町文化センター」に名称を改められました。その大もとというのは、社会教育法からの施設から地方自治法に規定されている施設に移ったという法律、そういう背景があるわけなんですけれども、利根町文化センターの管理者、これは一体誰になるのか。今、生涯学習課長が答弁されておりますが、この辺についてお聞きしたいなど。ただ、この条例の備考のほうに1から5とありますけれども、その中に「教育委員会が営利目的と認めた場合」云々となって、教育委員会等が出てくるので、教育委員会が管理するのかなとも思うんですが、この際はっきり、町の行政のほうで管理するのか、町教育委員会が管理するのかについて、どなたでもいいですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、公序良俗について、私もこれは民法の言葉なのでよくは理解しないんだけど、町の秩序を保つためには、先ほども話が出ておりますけれども、反社会性を帯びる使用等の目的、その効力を無効にするというものであると思います。とどのつまりは、使用禁止命令ですね、それをどのように出すのかなということで、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、井原議員の質疑にお答えさせていただきます。

新しく施設の名称が変わりました文化センターの管理を町のほうでやるのかというご質問だと思いますが、今回提案されました生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の中で、新しい文化センターも生涯学習施設ということで教育委員会のほうで管理するというので、第1条のほうに生涯学習施設と規定されますので、町のほうでは管理する予定はございません。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、井原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の利根町文化センターにつきましての管理者ということでございます。

今ほど大越財政課長のほうからお話があったとおり、第1条の使用目的を達成するためということで、今回、教育委員会であちらのほうの管理を今までどおりしていく予定でございます。

また、職員体制につきましても、今までどおりということで考えているような状況でございます。

また、2点目の公序良俗ということなんですけれども、今回の条例の改正について、使用の不許可、先ほど暴力団関係は話をさせていただいたんですけれども、使用の不許可といたしまして、第6条の1項の1号において「公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき」と記載しております。ここの公序良俗については、社会通念上から考えて公共の場で行うべきではないことということで考えておりますので、例えば飲酒等

によりほかの利用者に迷惑がかかったりとか、犯罪等をあおる、また唆す行為が伴うものとか、また、集団的に、先ほどお話ししました常習的に暴力行為を行うことを助長するおそれがある団体の利益につながるようなことにつきましては、一応申請を、比較的現時点の公民館につきましては定期利用団体のほうが多くございます。また、4月から一般に開放するというので、いろいろな方の申請があるかと思えますけれども、そちらの特に新規で申し込まれる方の申請については、よく内容を聞き取り、また、精査しまして、今私がお話した点に該当する者であれば、使用させないということで一応考えているような状況でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 私の言葉から言うのもあれなんですけれども、地方自治法244条に公の施設の設置、管理及び廃止について定めがあるわけなんですけれども、こういった設置、管理、廃止等については利根町条例で定めてありますけれども、そしてまた、この使用に対して不当な差別扱いをしてはならないという定めもあります。

今回、新しい「利根町文化センター」という名称に変わりました。変わったんですけども、今のお話では教育委員会が管理していくんだよという方向を示されました。示されたんですけども、その中で、ではこの使用料の未納に対する強制徴収とか、あるいは不服申し立て等いろいろな問題があると思うんです。そういった場合には、これは私の考えなんですけれども、どちらでやるかわからないけれども、新しい条例をつくったほうがいいのではないかと、暴対法の規定等があって先ほどいろいろ言われましたけれども、あれでは私は不足だと、足りないと思っております。

特に秩序またはいろいろな風俗を乱すおそれがある、要するに申請者は誰だってそういう組織であるとか、団体であるとか、そんなの書きませんから、それをうまくすり抜けてきて、いざ使用になった場合にいろいろな風俗を乱した、そういう例が全国に幾らでもありますよね。

その場合に、当然退去させます。そういうことをやってはだめですよと、係が退去させると思うんですが、係の指示によってそれが退去させられる。退去させる係は、こういうことがあった場合には退去するんだよ、退去させるんだよという定めはどこにあるんですか。そういう定めをつくっておかないとだめだと思うんです。

また、定めをつくっておいても、その退去させた人間が、あなたは今後何カ月間この出入りを禁止しますよということを例えばその方に言っても、公の施設ですから、その人はまだ入ってきますよね。実際に使用しなくても、その建物に入居することは可能だと思うんです。

そういうことで条例等、規則等を定めておかないと、そういういざこざが起きた場合には、町は敗訴する。警察も恐らく手を出さないだろうと。仮に控訴して裁判になっても、これは無理だろうと、これは判例がありますよね。判例をちょっと見てください。あると

思うので、そういったことで退去させるというか、どういう場合が風俗を乱すおそれがあると認めるのか、そういういろいろな細かいことは条例で、それから、退去云々については規則でということで私は定めておく必要があると思います。

こういう大きな問題になった場合には、教育委員会だけで、一委員会で果たして対応できるのか。私は町行政が、管理そのものはいいとしても、大きな上の管理条文というのは町のほうで、行政のほうで条例をつくって管理していくべきものだなと思っております。いろいろな判例がありますから後で読んでみて、それで必要だなと思えば、条例等の整備あるいは規則等の整備をしておくということが必要だと思うんです。今の町の暴対法では、とてもじゃないけれども対応できないと私は思っておりますので、その辺、町長、ちょっとお考えを。

町長、方向性ですからお願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） これから、そういうことについても検討してまいります。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、私のほうから今の井原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどお話しました、これから利根町の文化センターに変わるわけなんですけど、こちらのほうにしても、一応条例上でございますけれども、一応使用禁止という項目がございます。例えば許可の後、先ほどお話しました公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するとき等々を行った場合、使用の許可の取り消し、または使用の停止、または使用を制限することができるということで書いております。

それで、先ほど井原議員からもお話があったように、例えば余りにも退去については困難ということになった場合なんですけれども、一応先ほど警察という話が出たと思うんですけども、状況によっては警察の方の介入も含めまして退去していただくという形になるのかなという形で考えているような状況です。

あと、先ほど教育委員会だけではなくて町全体で考えたほうがいいんじゃないかということでございますので、こちらのほうにつきましても、関係各課と今後詰めまして、どういう形のほうが一番よい状況かということで連携をしながら進めたいということで考えておりますので、ご了解いただければと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

暫時休憩とします。再開を11時20分とします。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子です。議案第68号、議案名は利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

生涯学習施設等の機能という観点から、2点、通告書には上げてあります。

題名が「利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例により」となります。今後ということは、生涯学習施設全体を網羅する基本的な条例となると私は理解しております。

一つ目は、第1条の設置目的、これが従来の生涯学習センターの条例と同じとなっている理由をまずお聞かせください。

続きまして、「公民館」という名称の町内施設が存在しなくなります。そこで、従来の社会教育施設等はどこに残るのかということも改めて確認させていただきまして、社会教育施設と呼ばれていたものの機能がどこで担保されていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、石山議員の質問にお答えいたします。

まず、一つ目の第1条の設置目的については同じとなっているということでございます。こちらのほうでございしますが、今回の条例の改正の提案理由にもありますとおり、公民館の施設利用につきましては時代のニーズに合わせた幅広い利用を可能とするため、社会福祉法に規定されている施設から地方自治法に規定されている施設に改めるものでございまして、現在の生涯学習センターの設置目的と同様に、町民の皆様に幅広く使っていただきたいと考えておることから、同じ内容の目的ということになっております。

次に、社会教育の中核機能はどこで担保されているかということのご質問でございしますが、今回、公民館から文化センターへの移行につきましては、今まで公民館は社会教育施設の拠点ということでもあったわけなんですけれども、今後につきましては、今までの公民館の機能に地域づくりの拠点としての機能を加えることにつきまして、生涯学習の学びまたは地域づくりを一体化した地域の特性を生かした施設ということで考えているものでございます。

また、今後4月から文化センターに変わるわけなんですけれども、今まで公民館で行われていました事業につきましては、これまでどおり継続して行ってまいりたいと考えております。

例えば、今まで公民館が行われていました文化活動の支援事業とか、文化芸術事業、また生涯学習講座等につきましても継続して、4月から文化センターに変わった後も継続していきたいということで考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 1番の質問に関しましては、同じとなっている理由としては、生

涯学習施設としてこれから運営されていくということで認識しました。生涯学習施設が二つになりまして、その条例がこの一つでまとめたということで理解をしております。1番はそういうことで理解しましたので、2番について再質問させていただきます。

先ほども申しましたように、公民館という名称は、社会教育施設として長年地域の課題解決等ができるような社会人の教育という意味で任務を果たしてきた中枢であったわけです。その公民館という名前がなくなりまして、生涯学習管轄と言いますか、生涯学習を行っていくところだということでやっていかれるのだと思いますが、地域づくりと学びを結びつけた、そういうこともやっていかれると思います。

もともとは公民館の中に図書室がありまして、その図書室なりの機能も充実させるという意味で図書館が建てられ、これが社会教育施設になったと私は理解しております。

そうしますと、この社会教育がこれからどういうふうに行われていくのか、社会教育施設としての図書館、それと生涯学習施設が連携していき、今まで行っていた社会教育を行っていくということでよろしいでしょうか。

もう一つ、社会教育施設は、確認のためですけれども、町内に何カ所あり何という名称ですか。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、石山議員の質問にお答えいたします。

公民館がなくなるということで、社会教育についてということでございますが、こちらのほうは、先ほど答弁したとおり、文化センターにおいて社会教育、社会教育と言われましても大きく含みますと生涯学習の一環として社会教育とか学校教育、また家庭教育とかという形のものがあるかと思うんですけれども、大きく利根町の生涯学習の推進ということで、社会教育も含めて文化センターで実施していくということでご理解いただければと思います。

それと、2点目の社会教育施設はほかにどういうものがあるかということでございます。こちらのほうにつきましては、利根町の社会教育の施設としまして、先ほど石山議員がお話されました図書館と資料館、こちらのほうが社会教育施設の施設となっているような状況でございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 最後の質問をさせていただきます。

生涯学習施設として生涯学習センター、それから、文化センターが推進していかれる、そこは確認できました。最初に私、申し上げましたように、こういう生涯学習施設の機能という観点から、これからどういう事業を行っていくか、それは今まで行われていたものは保持すると、そこは理解できました。しかし、生涯学習振興時代と呼ばれていまして、国の生涯学習振興法に基づいて県内でも生涯学習振興計画等が市町村でも策定されまして、例えば我孫子市などは、公民館と図書館が一体になった生涯学習施設をつくったりしてお

ります。それは計画に基づいて行われているということです。

今後の社会教育の機能を保持するためのこれからのビジョンと言いますか、計画等、あるのかないのか。代替機能として表現されているものが例えば総合振興計画等にあるのか、学校教育計画、社会教育基本計画等があるのか、そこをお聞かせ願います。

私の質問は以上ですが、お答えください。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは石山議員の質問にお答えいたします。

今後の文化センターの内容と言いますか、事業でございますけれども、先ほど私がお話しました、今、公民館が行っている事業を継続しつつ新しい事業もどういう形で考えているという話も含めているのかなと思うんですけれども、利根町では社会教育委員の会議と社会教育委員がございまして、そちらのほうと、また今回条例でも提出されておりますけれども、生涯学習施設運営委員会というのがございます。こちらのほうにつきましては、年2回ほど会議をしております。この会議等の中で皆様のご意見をいただきながら、その運営に関して、例えばこういう事業をもっとやったほうがいいのか、こういう形で推進していったほうがいいんじゃないかというご意見をいただきながら、文化センターまたは生涯学習センターの皆様の生涯学習の向上につながればということで考えている状況でございます。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明です。議案第68号について質疑いたします。

一つ目、備考3の使用料が3倍の額となる条件に「営利目的」とありますが、行政側の掲げる営利目的の定義は何か。

二つ目、パブリックコメントの回答で、「営利目的かそうでないかの判断については、別に基準を定める」とあるが、その基準の説明をお願いしたい。もし今現在その基準が決まっていなかったら、条例改正は時期尚早であり、パブリックコメントにもあるように、町民の施設利用の平等性、利用率向上及び使用料収入、社会貢献度等を考慮して、使用料についてももう少し議論するべきではないでしょうか。

三つ目、文化センター所長（旧公民館長）の月給についてですが、長として、その組織のトップとして負う責任の重さ、仕事量、心身ともにかかる負担を考えて、どちらの月給が妥当だと思うかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、峯山議員の質問にお答えいたします。

1番目の営利目的ということの定義でございますけれども、こちらのほうにつきましては、公の施設を利用して特定人等に物品の販売等を通じて、その収益を帰属させることと

いうことで考えております。

また、次に基準でございますけれども、基準につきましては、さまざまな団体、さまざまなケースが考えられるということで思っておりますので、一概には基準はこういうことだと思いますので、この場で申し上げることはできませんので、今回条例の第16条の委任としまして、条例の施行に関して必要な事項につきましては、教育委員会規則で定めるということになっておりますので、その中で審議をさせていただきたいということで考えております。

3点目の文化センター所長、今の公民館長の月給でございますけれども、公民館長の仕事としましては、施設の事務をつかさどりまして所属職員を指揮監督するという事となっております。こちらのほうにつきましては妥当という形で考えているような状況でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

先ほど営利目的について、主に公の施設で物品の販売等をするということだったんですけども、例えば利根町の子供たち、または利根町に暮らす方たちに、本物ですね、プロフェッショナルの方たちの知識、技術などを見せる、聞かせる、伝えることによって、利根町の方たちにより文化的な財産を与えようという思いで、この茨城県内ではなく遠方から来られたプロフェッショナルな方を招いて何かを催した場合、恐らく交通費の支給と、その方が専門職であれば、その専門的なもので生活している以上は1日分の生活費を支給しなければいけませんし、また、それらを催した方たち、運営されるスタッフの方たちの交通費、そして昼食代または労働力など、それらにも支払いが発生すると思われま

す。それらについて、もし参加された方たちから参加料という形で補填することを考えて徴収する場合は、営利目的とお考えかどうかお尋ねします。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、峯山議員の質問にお答えいたします。

今のご質問でございますけれども、町外の方が利根町に来て、施設を使って講師として来てという形のものだと思うんですけども、先ほど私もお話をさせていただいたんですけども、いろいろな団体がございます。また、いろいろなケースがございます。

例えば今回実施する団体が普通の一般企業なのか、それともNPO法人なのか、それとも全然別の団体なのかという形のものもございますし、その講演の内容、プロフェッショナルというお話を先ほどしていただいたと思うんですが、こちらのほうにつきましても公益性があるものなのかどうなのか、そちらのほうも含めまして、申請時において、誰がどういう形で、また先ほどに戻ってしまうんですが入場料もあるかと思えます。入場料も幾ら取るのか、高額ではないのか、例えば講師謝礼相当分なのかどうなのかということを一タラ的に踏まえまして、それが営利なのか営利ではないのかという形のもの個別に対

応を、申請のときにいろいろ聞き取り調査をいたしまして、また必要に応じて計画書を提出していただくなどしていただきまして、判断はしていきたいなということで考えているような状況でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 最後の質疑をさせていただきます。

公益性について、具体的に教えていただけないでしょうか、お願いします。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） 公益性ということでございますけれども、一応今回、町民の皆様の利益になるような講習会ということで考えているような状況でございます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第68号 利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第69号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第69号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今回、令和元年10月から幼稚園、保育所等の利用負担、保育料が無料化されました。しかし、子供の給食費等については無料化の対象から離れているということでございますが、そこで、年収云々についていろいろ定めがありまして、年収あるいはまた第3子以降は免除するなどとなっていますけれども、改めてこの給付認定等について説明いただければなと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員のご質疑にお答えいたします。

10月からの幼児教育・保育の無償化について、児童の支給認定ごとの利用者負担額についてのご質問と思われますので、この内容についてお答えいたします。

10月からの幼児教育・保育の無償化において該当になった子供たちは、3歳から5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子供たちです。

また、ゼロ歳から2歳までの保育所等を利用する子供たちにつきましては、住民税非課税世帯を対象として無償化が実施されています。

無償化が開始された10月時点において、利根町で対象となった人数ですが、まず、教育標準時間認定の子供であります1号認定の方は全部で93人いらっしゃいまして、そのうち副食費の免除者は24人となります。

階層ごとの内訳としましては、第1階層の方はおりません。

第2階層の方は11人で、全員副食費が免除されております。利用者負担額である保育料のほうは月額700円から無償化となりました。

第3階層の方は9人の方がいらっしゃいまして、こちらも全員副食費が免除されております。利用者負担額は月額5,700円が無償化されております。

それから、第4階層の方は57人いらっしゃいまして、そのうち副食費の免除の方は4人です。そして利用者負担額が月額1万3,500円が無償化されております。

それから、第5階層の方は16人いらっしゃいまして、副食費が免除されている方はおりませんでした。利用者負担額のほうは月額1万8,700円が無償化されました。

続きまして、3歳以上の保育認定の子供であります2号認定の方ですが、全部で112人いらっしゃいまして、そのうち副食費の免除者は35人となります。

第1階層の方はお1人で副食費も免除されており、利用者負担額もございません。

第2階層の方は10人で、全員副食費も免除されており、利用者負担額は標準時間で月額3,600円が無償化されております。

第3階層の方は18人で、全員副食費も免除されております。利用者負担額は月額9,900円、これが無償化されております。

第4階層の方は29人いらっしゃいまして、そのうち副食費の免除の方は6人です。保育料は月額1万6,200円が無償化されております。

第5階層の方は34人、うち副食費の免除者はおりませんが、保育料のほうは月額2万4,900円が無償化されております。

第6階層の方は16人、副食費免除の方はおりませんが、保育料が月額2万8,600円が無償化されております。

第7階層の方はお2人で、副食費免除の方はおりませんが、保育料が月額3万2,500円が無償化されております。

第8階層の方はお2人いらっしゃいまして、副食費免除の方はおりませんが、保育料が月額4万2,600円が無償化されております。

最後に、満3歳未満の保育認定の子供であります3号認定の方ですが、満3歳未満の場合は利用者負担額、保育料の中に給食費として主食、副食が全て含まれておりますので、その利用者負担額が無償化となるため、園で給食費自体の徴収はございません。

保育料のほうは、第1階層の方が1名で利用者負担額はございません。

第2階層の方は11名いらっしゃいまして、利用者負担額が月額5,400円が無償化されました。また、無償化を実施することで歳入の法第56条の徴収金であります保育料が減額となり町の負担分が増額するよう思われますが、子どものための教育・保育給付費交付金では、公定価格から国で定めた利用者負担額を控除した額の4分の2が国から、4分の1が県から交付される仕組みですので、利用者負担額が減少する分、算出基礎額が増加しますので、その増加された分での国から4分の2、県から4分の1が交付されることになるため、幼児教育・保育の無償化に伴う町の負担分は、無償化前に比べ大きな増減はないと見込んでおります。

なお、詳細な数字につきましては、年度途中でありまして交付金も確定してございませんので、お示しすることは控えさせていただきます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 詳しくご説明いただきました。いろいろメモろうとか思ったのですが、早くて無理でした。それはさておいて、今回、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、子育てのための施設等利用給付が新たに創設されました。これは説明資料にも載っていました。

そこで、この施設等利用給付金を申請されると思うんですが、このされた方の認定に当たって、どのような方法で調査されるのか、それをお聞きしたい。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 子育てのための施設等利用給付が新たに新設されましたが、こちらの新1号認定、新2号認定、新3号認定と認定がされるようになるんですが、こちらは例えば新1号認定につきましては新制度に移行していない今までの認定子ども園とかにはなっていない幼稚園に通われているお子さんが、無償化の認定を受けるためには、新1号認定の申請をしていただきまして認定を受けた上で無償化されるといったような制度となっております。2号認定も3歳児から5歳児クラスの子供たちで、こちらは家庭において必要な保育を受けることが困難であるということを経験していただきまして、新2号認定となります。新3号認定は、3歳に達する前の子供であって、保育が必要なご家庭で保護者及び同一世帯が市町村民税の非課税世帯の方という条件がつきまして、新3号認定を受けましたら無償化の対象になるといったような制度となっております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今お聞きいたしました。

どういふことで調査されるのかということについては、お答えされませんでしたけれども、今、所得とか非課税とかという言葉が出てきましたので、これは恐らく内部資料によって調査されるのだろうと思いました。

そこで、ちょっと今感じたんですが、皆さんはどうかわかりませんが、私も町民が役場の窓口に行っているいろいろな各種申請等をします。そうしますと、必ず番号、要するにマイナンバーカードの番号を要求されるんですね。カードを持っている人、あと覚えている人等はそのままといふか自分で記載するんですが、こちらで書いてもいいですかといふようなことをよく言われて、役場の窓口の方が親切にそれを書いていただくんです。非常にいいなと誰でも思うんですけども、ここに私は問題があると思うんです。

このマイナンバーカードというものは個人しか知らないものなんですね。ところが役場の窓口に行くと、どこの窓口でも、わからないのであればこちらで調べますよといふことを言われる。書く、といふことはこの秘密の番号が内部で共通利用されていると、私は今認識しました。

これはちょっとおかしいなと。例えば、税務に関する所得、戸籍に関するいろいろなもの、そのほか皆さんであっても、内部職員であっても、これを気軽に閲覧できないでしょう。町長であってもできないわけだ。そういうふうにはできないわけがない。それが今、何か自由に見て調査できるというところに、ちょっと恐ろしさを感じましたので、私は自由に見るといふのも、それはそれでいいんでしょうけれども、そこに何らかの規制、要するに守秘義務等、要するに秘密漏えいを防ぐための何らかの方策が私は必要だと、今、感じました。

それは、やはり条例ですよ。ですから、条例をつくっておく必要があるのかなと。町内のそういった閲覧できる連携といふか、条例をつくって、その条例によって職員がその他の課の細かいことについても閲覧できるようにするという方法が、私は必要だと思うんですが、どうでしょう、総務課長、必要性を感じませんか。

私は今ちょっと聞いていて恐ろしいなと思ったんです。マイナンバーカード、確かに私も覚えていません。カードを見ないとわからないんですけども、役場の方で書いていただくのは大変親切で私はいいと思うんですけども、そこにそういった恐ろしさが隠れているようなことを今ちょっと感じたので、これをつかさどるのは、総務課長、あなたなのでしょうから、ちょっと説明でなくてもお考えをいただきたい。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） マイナンバーカードの機密性ということになるろうかと思うんですけども、マイナンバーカード導入の段階で、やはりその辺はありました。住民の利便性であるとか、秘密は守るべきだといふのがあって、各省庁からこういうふうには扱いな

さいという文書が発出されたかと思えます。

住民の方、議員も含めてですけれども、不安に思う点があれば何らかのルールなり、取り扱いのルールというのが必要になってくるかと思えますので、各課の扱い方等を把握した上で、きちんとした機密が保たれているかどうかを確認した上で対応していきたいと思えます。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明です。議案第69号について質問させていただきます。

一つ目、現行の制度での支払額よりも負担がふえる世帯数はあるのか。もし負担がふえる世帯があるならば、それは何世帯なのか。

二つ目、保護者とのヒアリング、説明会はそれぞれ何回行ったのか。

三つ目、副食費を徴収するのは保育園になると思えますけれども、保育園の業務増加に伴う負担に関して、どのような説明をされたのか、また、そのヒアリングの回数は何回なのか。

四つ目、保育園側の業務負担増へのフォローはされるのか。もしフォローされるのであれば、具体的にどのようなフォローをされるのかをお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、峯山議員のご質疑にお答えいたします。

1番目の現行の制度での支払額よりも負担がふえる世帯はあるのか、もし負担がふえる世帯があるなら、それは何世帯かのご質疑ですが、令和元年7月25日付で内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課から、各市町村における保育料減免の状況調査がありまして、そちらにより無償化の保育料と無償化開始以降の対応についての確認がございました。

その通知によりまして、現行の保育料より負担がふえる世帯は、副食費の免除対象範囲内に含まれない世帯の範囲である第4階層の一部から第8階層までの世帯で、いわゆる年収360万円以上相当の世帯について、利用者負担額であります保育料を4,500円未満で設定している市町村が、今回の無償化を機に世帯の負担が増加する可能性があるため、無償化により世帯の負担が増加することのないよう、対応を依頼されております。

当町におきましては、利用者負担額である保育料におきましては、第4階層の一部から第8階層までは、4,500円以下に設定して階層はございませんので、ご指摘のような負担がふえる世帯はございません。

次に、2番目の保護者とのヒアリング、説明会はそれぞれ何回行いましたかのご質問ですが、幼児教育・保育の無償化につきましては、国の制度改正により全国一律に施行されるため、保護者とのヒアリングはございません。

また、説明会とのことですが、事前の情報はその都度、園のほうへ説明しておりまして、9月24日に開催しました保育所等の入所にかかる利用調整会議の中で、各園長先生に最終的に国で決定した無償化の説明をさせていただきまして、各園の在園児に資料の配付と対応をしていただくよう依頼をしました。園におきましても、保護者への通知をそれぞれ行っているとのことでした。

また、町公式ホームページも無償化の内容を掲載し、周知を図ってまいりました。

また、内閣府によるテレビCMや新聞広告、ポスターでも全国的に周知が図られていることもありまして、無償化についての問い合わせ等は数件あった程度でありまして、特に支障が出るようなことはございませんでした。

現在、来年度の保育所等の入所に向け、入所受け付けを行っているところでありますので、新規申請の方や不明な点がある方への制度説明もあわせて実施しているところです。

次に、3番目の副食費を徴収するのは保育園になると思いますが、保育園の業務増加に伴う負担に対してどのような説明をしたか、また、ヒアリングの回数はとのご質問ですが、こちらの件につきましても事前に入手した情報は、その都度園のほうに流しており、説明もその都度行っております。

最終的に9月24日の利用調整会議の中で、各保育園の園長先生に、これまでは町で副食費を含んだ額で保育料を徴収し、委託費という形でお支払いしてまいりましたが、無償化に伴いまして副食費は園で徴収することになりましたという説明をさせていただき、各園におきましても体制を事前から整えてありまして、ご理解をいただいております。

次に、4番目、保育園側の業務負担増へのフォローはするのか、もしフォローするならば具体的にどのようなフォローをするのかとのご質問ですが、今回の改正前から、園の業務負担に伴う補助金制度がございまして、保育所等業務効率化推進事業、保育所等におけるICT化推進事業などがございます。

これは、保育園等の事務負担を改善するため、支援システムの導入経費等を補助する制度で、当町ではこれまで園からの希望がなかったため補助の実績はございません。今後も業務の負担軽減になるような補助制度がございましたら、園に周知してまいりまして、利用の検討をしていただければと考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 2回目の質問をさせていただきます。

こちらの制度は国からおりてきたものということなんですけれども、利根町は第5次利根町総合振興計画の軸にとことん子育て応援“TONE”プロジェクトを掲げております。子育てプロジェクトを軸にしていますので、この制度が国からおりてくる前に町独自でこのように保育料を無償化にするなど支援をすることをもし考えていたならば、その経緯、流れを教えてくださいなんですけれども、お願いいたします。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 以前から無償化の計画，考えはあったかというご指摘なんです，保育料に関しましては，近隣市町村の保育料も考えまして設定してありますので，無償化を考えていたというようなことはございません。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 最後の質問をさせていただきます。

全国では，この制度改革に伴いまして，100を超える自治体が副食費も無償化を進めております。利根町はとことん子育て応援“TONE”プロジェクトを掲げていますので，とことん応援するという意味でも，この100を超える自治体に見習って，利根町もそのような計画を今後立てるのかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 先ほど井原議員のときにも答弁しましたが，保育料が無償化になりますので，給食費を払ったとしても保護者にとってはかなり負担が軽くなっている状況ですので，むしろ副食費の無償化は，今は考えておりません。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第69号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は，原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第69号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を13時30分とします。

午後零時05分休憩

午後1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第4，議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第70号について質疑をいたします。

通告してありますように、削除される条文、法律第16条第1項、また法律第28条の4項の規定により失職しというのが削除されているんですね。これは、見ればわかるんですけども、ちょっと見なかったのが改めてこの内容について、どういうことがここに書かれてあるのかということについて、ご説明いただきたいと思います。

それから、この施行期日なんですけれども、条例がこの12月14日から、ただし第3条、第4条については公布の日からということなんですけれども、この条例の公布の定め方ですね、施行の定め方についてちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それでは、井原議員のご質疑にお答えいたします。

削除される条文（法律）ですけれども、これと施行期日についてのご質疑でございますが、整備法による地方公務員法の改正では、第16条第1号の成年被後見人及び被補佐人が削除されております。

施行期日は令和元年12月14日となっておりますことから、地方公務員法第16条各号を引用している、今回提案しました第1条の給与に関する条例及び第2条の旅費に関する条例は、改正法と同日を施行期日としております。

次に、第3条の消防団員条例につきましては、法律を引用する条文はございませんが、整備法の公布に基づき消防団組織法による助言、これをもとに改正するもので、そのため施行期日を公布の日としたものでございます。

第4条関係につきましては、子育て支援課長よりご説明いたします。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、子育て支援課所管分につきまして、井原議員のご質疑にお答えいたします。

第4条の家庭的保育事業条例に関しましては、児童福祉法第34条の20第1項第1号に規定している成年被後見人または被補佐人が削除されたことに伴い改正するもので、施行期日につきましては公布の日としていることから、条例改正におきましても同様に公布の日としたものでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） わかりました。

もう一つ、今詳しく説明がなかったんですけども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため云々と書いてありますけれども、この「成年被後見人等の権利の制限」云々がこの法第16条第1項あるいはまた法第28条の第4項に書かれてあると思う

んですが、それは今回のこの条例の改正は、この上位法の改正に伴う改正だと思うんですけども、内容はどういう背景でもってこの条例を改正するのか、それを知りたいんですよ。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴うものでございまして、成年被後見人等の権利に係る措置の適正化を図ると、要するに成年被後見人であったり、被補佐人であったりすることを理由に一律に除外されるという規定をそもそも除いたということから、それを受けて条例において法律を引用していた部分を削除または改正するというものでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 要はあれですか、成年被後見人等であるがゆえに差別等を受けると、要するに欠格条項とかという言葉があったかと思うんですけども、そういうのに絡んでの整備規定ということですか。要するに、不当に差別されないように一律に法律を削除しろという、そういう意に捉えていいのかわりかちょっと説明してください。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まさしくそのとおりでございまして、そういう文言は一律に削除されて、それをもって失職したりということもなくなるということでございます。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についての専決処分の是非についてということで質疑をいたします。

以前から専決処分は行われていました。そのたびに、専決処分は行わないで本議会でなるだけ審議していただくようにということでご意見を申し上げてきたところでもございます。

今回も台風による被害のために早急な対応が求められるということは、重々理解はしますが、しかし、その予算措置をする11月13日に専決処分をされておりますけれども、この災害発生は10月の初旬で1カ月ぐらいあるんですね。恐らくこの会議を開くいとまがないということで理由づけされると思うんですけれども、到底私には理解できない。会議を開いて議員の意見を求め、町民の受けた災害とともに認識、共有するべきだろうと思っています。

さきの一般質問の中でも何人かの方々から、この災害に対する一般質問等は出ております。そういうことで、こういう重要なというか、こういう補正予算等は専決処分しないでほしいということを再三、またここの場で申し上げますけれども、これについて町行政はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

専決処分の是非とのご質問ですが、地方自治法第96条では、普通地方公共団体の議会が議決しなければならない事件が定められております。その中には予算を定めることも定められております。

今回の補正につきましては、台風第15号、19号、21号に伴う大雨の被害に伴う災害復旧でございます。当初予算や予算の流用で対応できなかった緊急性のある案件で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、担当課長のお話を聞いていまして、皆さん、納得はされませんよ。まして、この災害時におけるものは、行政ばかりでなくて議員もそれなりに町民の安全・安心の確保のためにどうしたらいいか、条例案についても、あるいは予算についても早急な対応を議員としても考えていますから、ですからなるだけ、そんな2日も3日もかかるわけじゃないんですから、半日ぐらいあればできることなんですから、まして町民の災害に対することについては、執行部も議会もともに議論して、町民のそういった災害復旧に資することが私はいいと考えますが、もう一度、財政課長、考えをお答えください。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 井原議員のご質問にお答えいたします。

今回、台風の被害ということで緊急性がございましたので、当初予算で流用できるものは流用いたしまして、緊急工事等予算で持っている課におかれましては、その中から支出をしてございます。

今回、時間外手当、職員の大多数が災害対策に追われましたので、ほとんどの課の職員が早朝から深夜までお仕事をされました。その時間外の締め切りのほうが毎月1日までとなつてございます。人数が多くて、それぞれ、単価、時間とかもばらばらですので、その作成にちょっと時間がかかってしまいまして、支払伝票の期日が13日となっていることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということで専決処分いたしましたということでございます。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてお伺いいたします。

議案書の8ページで款13災害復旧費、これが2種類記載されております。文教施設災害復旧事業、それとその他公共施設災害復旧事業、こちらの内容、その他のほうに入ると思ったんですけども、災害ごみの処理費用、こちらが入っているのか、またはこれから処理をされるのか、災害ごみについては仮置き場を台風第15号、19号、21号それぞれにおいて設置されたとお聞きしております。こちらの処理については含まれているのでしょうか。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、石山議員のご質疑にお答え申し上げます。

議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告の中で、款13災害復旧費でその他公共施設災害復旧事業の中に、台風の被害による災害ごみの処理費用は含まれているかのご質問でございますが、一般家庭から出た災害ごみの処理費用は、今回は含まれておりません。

理由といたしまして、15号に関しましては、請求書がこちらに届いたのが、この議案第71号の議案書を作成した後に届きましたので、現在、当初より持っております款4衛生費の清掃総務費の産業廃棄物手数料のほうで支出を行いました。

また、19号に関しましては、ごみの最終運び出しが12月3日でございます。ということで請求書はまだこちらには届いておりません。この後、15号、19号関連の災害廃棄物の処理手数料が確定しましたら、後で補正を行いたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） そうしますと、ここには含まれないということで理解しました。

一つだけ、この需用費36万1,000円、原材料費7万7,000円川砂というのは、どちらの公共施設の災害だったのでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず需用費でございますが、修繕費でございます。台風第15号及び台風第19号による防犯灯の修理代でございます。

それと、節16の原材料費につきましては川砂の購入でございます。災害対応のために確保してあった土のうをほぼ使い切ったため、土のう補充のため川砂を購入するもので、約700袋分を計上してございます。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1 番峯山典明議員。

〔1 番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 1 番峯山典明です。私は、議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、賛成の立場で述べさせていただきます。

先ほども執行部の答弁にございましたように、専決処分は本来緊急を要する際に使われる権利でございます。今回のこちらの議案は、台風被害の影響により専決処分されたものです。

確かにこちらが決定された日が遅いという指摘があるかもしれませんが、この専決処分がなければもっと遅くなってしまったのかなということを考えますと、台風被害に関する状況によるこちらの予算を補正するという専決処分したという判断は、最適だったと私は考えます。

以上のことから、議案第71号の専決処分について、私は賛成といたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

8 番井原正光議員。

〔8 番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 今の賛成討論を聞いて反対討論をしたくなりました。

この内容を見ますと、町民のための災害復興ではない。あくまで町職員の時間外手当、それと文教施設等の修繕に係る費用のものだということで、そういう専決処分の価値に当たらないんじゃないかと、そういうふうに思いますので、この専決処分については反対をいたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案について承認されました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第72号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は6名です。

通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、議案第72号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

11ページの款16財産収入、節1の土地売却収入214万9,000円、これについて詳しく説明願いたいと思います。

それに財産収入の株式会社茨城県南流通センター残余財産収入14万3,000円、これは解散したということですが、町は幾ら出資してあって、今までこの県南流通センターから配当はあったのかどうか、その辺、お聞かせください。

それに、款17、節1のがんばる利根町応援寄附金200万円の増、これは全体で500万円ということで、町長が言っているように、このことし500万円入ってきているというのは、ずっと続けて最高ぐらいじゃないですか。その辺の上回った、大きくなった、なぜこのようにふるさと納税がふえたのかどうか、何件あったのか、その辺、お聞かせください。

それと、歳出、13ページの報賞費でがんばる利根町応援寄附金の返礼品80万円、200万円あってここで80万円というのは、総務省か何かの返礼品では限度額30%だから、簡単に考えれば60万円ぐらいだと思うんですけども、この返礼品の80万円についてどのようなものを返して、さっき言った返礼品の額、3割返していれば60万円になるんですけども、80万円を上げたのは何件あって、その金額が私はおかしいんじゃないかと思うんですけども、その辺、詳しく説明してください。

それに負・補・交で款2の節19番の負担金補助及び交付金で補助金で130万円、新築マイホーム取得助成金について、これは申し込み件数が多かったということなんですけれども、細かく説明願います。

15ページの委託料200万円, 保育所委託料支給事業で文間保育所入所者がふえたということで, ここで200万円という形で補正するものはなぜ, これ当初で見積もり, 見込みがきちんとしていればこの200万円なんて, この辺も説明してください。

それに, 15ページの節20扶助費, 施設型給付費支給事業1,000万円, 二葉幼稚園給付費の減額, この減額は, これは文間保育所と同じように増になった, 減りましたと。この金額が大きいのでこの辺の, 何と言うのか, 当初できちんとしていけばこんなに大きな, 使わなかったんだからいいのはいいですよ, 使わないから, その辺, きちんと説明してください。

それに, 18ページの節11需用費, 小学校教育助成事業で消耗品費805万2,000円, ここでこんなに消耗品で800万円, この辺も細かく説明してください。

○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田都市整備課長。

○都市整備課長(飯田喜紀君) 石井議員のご質疑にお答えいたします。

まず初めに, 土地売払収入の件なんです, こちらに関しましては防災ステーション整備に伴う代替用地の売買でありまして, 住所が布川字押付39番13にあります水神社になります。水神社の用地に関しましての売払収入になります。

○議長(船川京子君) 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) それでは, 石井議員の質疑に対してお答えをいたします。

利根町の流通センターの持ち株分ということで, 500円株が600株で30万円になります。

配当の件ですが, 配当は, 今まではいただいたことはないと記憶しております。

○議長(船川京子君) 大越財政課長。

○財政課長(大越達也君) それでは, 石井議員の質疑にお答えいたします。

今回のがんばる利根町応援寄附金についてですが, 当初予算では300万円の予算を計上しておりましたが, 町長初め議員の皆様方によります利根町のPR等のおかげで, 補正予算計上時には400万円を超える寄附金が寄せられました。この場をかりて御礼申し上げます。

そのため, 今回の補正で200万円の増額補正予算を計上いたしましたが, 実は昨日の時点で500万円を超えて申し込みがございました。返礼品の送付等を含めまして近日中に補正予算の専決処分をまた行いますので, あらかじめご了承くださいませよう, よろしく願いいたします。

次に, 報償費なんですけれども, 今回80万円増額補正ということで, 返礼品につきましては3割以内ということできちんと国の方針を守っておりますので, それにプラス郵送料, そちらが別途かかってまいります。

どうしてこのようにふえたのかということなんですけれども, 返礼品の数かなり充実してきておりまして, 現在, 米を初め菓子, 野菜, 果物, 花卉, 肉, コーヒー, 役務の提

供としまして乗馬，墓石の清掃，パン，織物類の9品目で，寄附金額により76件の品目のほうからお選びいただけるようになってございます。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは，新築マイホームの取得助成金130万円の補正につきましてご説明申し上げます。

ご承知のとおり，この新築マイホーム取得助成金は，移住・定住の促進事業として実施しております。この制度では町内に新築や建てかえ，また建て売り住宅を購入された方に対して，30万円の助成金を交付しております。

さらに，中学生以下の子供と同居する世帯，また町外から転入した世帯には，それぞれ10万円の助成金を加算して交付しております。

今回の補正でございますが，当初予算ではこれまでの交付実績をベースに計上しております。今年度の申請件数で特に町外からの転入世帯の申請件数が27件と，見込みより13件増加したことから，不足額であります130万円を増額補正したところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは，石井議員のご質疑にお答えいたします。

15ページの款3民生費，目2児童措置費の節13委託料で保育所委託料支給事業200万円の増額についてですが，これは文間保育園の委託料の増額分となります。

増額理由につきましては，文間保育園におきましては利用者の減少に伴いまして，平成31年4月より2号，3号の利用定員を80名から70名へ変更いたしました。給付費の算定基準となります国の定める公定価格は，園の利用定員区分により基本単価が変わります。基本単価は，定員が少ないほど高くなり，定員が多いほど下がる仕組みとなっております。

このたび，2号，3号の利用定員区分の変更による基本単価の増額により，当初の見込みより公定価格の増に伴う保育単価の増額に加えまして，入所児童の見込みが全体では2名の増となっておりますが，特に保育単価の低い低年齢児が見込みより3名ふえたことによる増額分です。

続きまして，節20扶助費，施設型給付費支給事業の1,000万円の減額についてですが，これは利根二葉幼稚園に対する給付費で，当初の見込みより低年齢児の入所児童の減が見込まれること，加えて利根二葉幼稚園におきましては，保育を必要とする2号，3号の入所児童の増加に伴いまして，平成31年4月より2号，3号の，こちらもまた利用定員を20名から40名へ変更いたしました。

このたびの2号，3号の利用定員区分の増員変更によりまして基本単価が減りました。及び各種加算状況の変更によりまして，当初の見込みより1人当たりの保育単価の減が生じました。

また，保育を必要としない1号認定の入所児童が全体で12名減少する見込みとなりました。特に4・5歳児に比べまして保育単価の高い3歳児が10名減少すると見込まれるため，

減額するものです。

見込みとしましては、例年の入所状況や、また今回10月から無償化で子供たちが入園する子がふえるのではないかといいことを予測しながら予算計上いたしましたが見込みまでは達しなかったということでございます。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、石井議員のご質疑にお答えいたします。

18ページ中ほどになります。

款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節11需用費の小学校教育助成事業の消耗品費805万2,000円の増額補正でございますが、こちらは小学校新学習指導要領の改訂に伴います令和2年度から令和5年度版の購入費でございます。町内3小学校の教師用指導書の上巻、下巻分の上巻256冊分の購入費用となっております。

なぜ今回の補正で計上したのかということですが、一般社団法人教科書協会から県教育庁、また町教育庁宛てに、新教師用指導要領に関する注文についての決定通知が、ことし9月にありました。また、茨城県教科書販売株式会社からの注文通知が10月16日であったため、当初予算では計上できず、今回の12月補正で計上させていただいたものでございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それでは2回目なんですけれども、ふるさと納税、今、担当課長から受けたんですけれども、500万円を上回ってくると、これ税金かけて取るよりも、納めてくれているわけだからこれが一番いいんですよ。財政が厳しい中で、町長も言っているように、500万円とか600万円、こっちに力を入れるんだと言って、そのとおりになっているんだからすごいなとは思っているんです。

それで、どのようなPRをしてこのようになったか。

それと、これは76件でしたっけ、肉とかいろいろ担当課長が言ったんだけど、利根町の主力、1万円を返すか、2万円来たときには何を返すかとか返礼していると思うんです。その辺、わかったら説明してください。

それに新築マイホーム取得助成金で町外から27件あったということなんですけれども、人口的には何人ぐらい27件あってふえましたか、その辺、教えてください。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、石井議員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほどちょっと金額のほうが悪く抜けてしまいましたので、金額のほうだけご説明したいと思います。

12月9日現在で申し込み件数が230件で501万9,000円となっております。

11月1カ月で114万7,000円ほど寄附が寄せられまして、12月が9日までで98万1,000円とかなりの件数の寄附の申し込みをされております。

それで品物のほうなんですけれども、今まで米がメインだったかと思うんですけれども、米につきましては提供事業者が4業者、それで金額によりまして年1回から12回までの配送に対応してございます。

菓子、洋菓子、煎餅等についても、提供事業者数が4業者で返礼品の数としましては13品目、野菜、果物につきましては、提供事業者が2業者で返礼品の数が4品目、花卉につきましては、提供事業者が2業者で返礼品としましては8品目、肉につきましては提供事業者が1業者で、こちらは1品目。コーヒーが1業者で2品目、役務の提供としまして乗馬、墓石清掃、こちらが提供事業者が2業者で5品目、パンにつきましては、提供事業者が2業者で16品目、織物類ということで、1つの業者で4品目ということでございます。

また、金額のほうも、従来ですと5,000円とか1万円という単位で区切らせていただいていたんですけれども、今回細かく3割以内という返礼品の規定がございまして、1,500円以内という寄附に対するものが5件、1,600円以内が3件、2,100円以内が4件、2,400円以内が4件、3,000円以内が17件、3,300円以内が6件、3,900円以内が1件、4,000円以内が3件、4,500円以内が1件、4,800円以内が1件、5,100円以内が3件、6,000円以内が2件、6,900円以内が1件、9,000円以内が8件、9,600円以内が1件、1万200円以内が2件、1万3,800円以内が1件、1万5,000円以内が1件、1万8,000円以内が6件、1万9,200円以内が1件、2万7,600円以内が1件、3万6,000円以内が4件ということで、細かく寄附の金額のほうも分けさせていただきますので、それによって寄附額のほうが多く寄せられたのかなと思います。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、町外から転入した世帯、27世帯の人数でございまして、合計で84人でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、ふるさと納税の説明を聞いたんですけれども、返礼品は1,500円、1,600円、3,000円といろいろな金額になっているんですけれども、1,500円の返礼品を一つ例にとれば、1,500円のふるさと納税をしたときに何を返しているのかなと思って、その辺、聞きたいんですよ。

それと、今後ふるさと納税をもっともっと利根町に寄附してもらうのには、何か目玉になるものが必要だと思うんです。その辺を町はよく考えて、何と言うのか、この前ちょっと聞いたら、河内町では米で1カ月何千万円も入ってくるという話も聞いてはいるんですけれども、何か目玉となるものをつくってあげれば、もっと違うのかなと思うので、その辺は執行部のほうでよく考えていただきたい。

これで終わります。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、石井議員の質疑にお答えさせていただきます。

返礼品ですけれども、いろいろ種類がございまして、もちろん米のほうもかなり町としては推してございます。ただ、一番人気がございまして、やはりパンのほうが人気がございまして、食パンとか、これが1年間を通して毎月で12回配達というのがかなり出ております。

一番安いものになりますと、やはりこれもパンですね。おはようパンセット5種類ですとか、こちらが6,000円の寄附に対して1,600円以内の返礼品ということで、かなり返礼品の数は多いので、寄附される方も十分選んで寄附いただけたらと思いますので、これからも返礼品のほうは拡充していきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 議案第72号について質疑いたします。

予算書14ページ、款3、項1、目2、高齢者等買い物弱者移動販売事業247万6,000円と、17ページ、款5、項1、目3、担い手確保・経営強化支援事業978万8,000円の事業内容について伺います。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、大越議員のご質疑にお答えいたします。

14ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費の高齢者等買い物弱者移動販売事業で247万6,000円の内容についてということでございますが、この事業は買い物が困難な状況に置かれました高齢者の方や障害者等向けの移動販売を実施するためのものがございます。

この委託料の内訳でございますが、まずは移動販売に必要なコンパクトレジスター、基本的にこれ最初はJAの軽トラックを借用するというところでスタート、時間の関係もありますので、そういうことからコンパクトレジスターを積みます。それから、軽トラックの棚の取り付け費、それから、宣伝用に街宣用のスピーカー、それからそのスピーカーを取りつけるルーフキャリアなど車両設備費としまして163万3,000円。

次に、今度、お客様が買い物するときのクレジット決済ができるレジスターの通信費として1万2,000円、次にのぼり旗とかポール、それから、スタッフ用のユニフォームやエプロン、また買い物かご、宣伝用のコピー用紙などの啓発用消耗品としまして29万1,000円、さらに販売スタッフ2名分の賃金としまして26万円、運行ガソリン代としまして2万3,000円、あと拠点となる駐車場の使用料として7,000円、あと警察ですね、街宣するためには警察のほうへ届け出なければいけませんので、警察への街宣許可申請手数料、印紙代として2万5,000円、そのほかこの事業にかかる消費税、地方税として22万5,000円がこの事業の内訳内容となっております。

○議長（船川京子君） ここで10番若泉議員から、所用のため退席するとの申し出があり

ました。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○**経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）** それでは、大越勇一議員からのご質疑に対してお答えいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、担い手確保・経営強化支援事業978万8,000円の内容についてというご質疑ですが、これについては台風第15号により被害を受けた農産物の生産加工に必要な施設、機械の復旧、または被害前と同程度の施設の取得に係る費用の一部を補助するものでございます。

事業の詳細でございますが、再建、修繕に係る事業費の最大10分の3相当の助成を、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）により行い、また、上乘せとしまして、県と町で事業費の10分の0.5ずつの助成を行うものでございます。

国県の助成金は全額補助金でございますが、町の助成金は一般財源でございます。

事業費の内訳となりますが、総事業費978万8,000円のうち、国庫支出金735万4,000円、県支出金121万7,000円、一般財源121万7,000円でございます。

○**議長（船川京子君）** 大越議員。

○**4番（大越勇一君）** 担い手確保、経営強化支援事業ですが、これを受けられる、該当する農家について説明をしてください。

○**議長（船川京子君）** 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○**経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）** 支援を受けられる農業者ということで、去る平成31年9月13日付で各農家のほうに通知のほうを出しております。

その内容に関しては、今回のこの事業に対しましては全ての農家が農業経営を営んでいくために必要なものなので、全ての農業者が対象となります。

ただし、いろいろと条件がありまして、その条件の内容をつけた通知書を出しております。それで、町のほうに台風第15号に関しましては24件、42棟、農業用倉庫も3棟、45件の申し込みがあったんですが、その時点で採択になりましたのが12件、ハウスが17棟、施設が3棟になります。

○**議長（船川京子君）** 大越勇一議員の質疑が終わりました。

次に、9番五十嵐辰雄議員。

○**9番（五十嵐辰雄君）** 議案第72号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第5号）です。これにつきましては、先ほど石井議員のほうから質疑がありましたので、ちょっと詳しい説明を願います。

利根町は株券で30万円出資してあります。会社が清算して、その残余財産が14万3,000円と、町としては15万7,000円の損金が発生したわけです。多分この清算による残余財産の

処分と言いますと、株に対する財産処分と思うんですが、全体的にどのぐらいの財産があって、この配分の方法ですが、どういう方法で配分したか、その点をお伺いします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、五十嵐議員の質疑に対してお答えをいたします。

株式会社茨城県南流通センター残余財産の収入14万3,418円についてということですが、これは龍ヶ崎市大徳町1200番地にごさいました株式会社茨城県南流通センターの解散に伴う収入でございます。

平成31年2月13日、株主総会の議決により解散となり、平成31年2月14日から令和元年10月2日まで債権等の取り立てを実施しておりました。

令和元年10月2日、株主総会で報告を受けた残余財産が501万9,634円でございます。

また、残余財産501万9,634円の配分額については、株主である龍ヶ崎市、取手市、稲敷市、守谷市、河内町、利根町において持ち株数に応じた残余財産の分配に関する件も承認され、利根町については持ち株600に対しまして、1株当たりの分配額が239円3銭となり、合計で14万3,418円になったということでございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

暫時休憩とします。再開を2時40分とします。

午後2時28分休憩

午後2時40分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 7番花嶋美清雄です。議案第72号について質疑いたします。利根町一般会計補正予算（第5号）、5ページになります。

第3表債務負担行為補正、高齢者等買い物弱者移動販売事業業務委託1,636万3,000円、また19ページ、款9教育費、項4社会教育費、目2公民館費、文化芸術事業費の8万6,000円の詳しい詳細をお伺いします。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、花嶋議員のご質疑にお答えいたします。

5ページの債務負担行為補正で高齢者等買い物弱者移動販売事業1,636万3,000円の詳細についてということですが、令和元年度から令和3年度までの3年間を期間として債務負担行為を設定しているものでございまして、歳出に計上しておりますとおり、247万6,000円が本年度の令和元年度の事業費となります。

本年度分の詳細につきましては、先ほど大越議員の質疑でもお答えしておりますが、繰

り返しますと、まずは、移動販売に必要なコンパクトレジスター、それから、軽トラックへの棚、コンテナの取り付け、街宣用スピーカー、ルーフキャリアなどの車両設備費で163万3,000円。クレジット決済ができるレジスターの通信費としまして1万2,000円、啓発用のぼり旗とポール、スタッフ用のユニフォームやエプロン、買い物かご、宣伝用のコピー用紙などの啓発用品を購入して29万1,000円。さらには、販売スタッフ2名分の賃金で26万円、運行のガソリン代として2万3,000円、それから、拠点となる駐車場の使用料としまして7,000円、警察への街宣許可申請手数料印紙代としまして2万5,000円、その他消費税、地方税としまして22万5,000円が令和元年度分の事業内容となっております。

次に、令和2年度分の事業費でございますが、平成2年分につきましては国と県の補助事業となりますが、一応補助事業ということで一部の棚とかスピーカー、それから、レジスターは前年度のものを使用することとなっております。そういったことで前年度のものを使用することとなっておりますが、魚介類や食肉、乳製品、惣菜などが販売できるよう、冷蔵庫や冷凍庫を搭載しました1.5トンの移動販売車を新たに導入予定でございます。

車両代と外装デザインを含めたコンテナ搭載代で約820万円、それには人件費、燃料費などを含めました1年間分のランニングコストが加わるということで、令和2年度は1,149万円の事業費を予定してございます。

また、令和3年度につきましては、新しい移動販売車で販売を行うということで、新たな備品購入の予定はありませんが、1年間のランニングコストで239万7,000円の事業費を予定しておりまして、3年間の合計で1,636万3,000円の委託事業費を設定しているということでございます。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、花嶋議員のご質疑にお答え申し上げます。

令和元年度利根町一般会計補正予算（第5号）、19ページ、款9教育費、項4社会教育費、目2公民館費、こちらのほうの文化芸術事業8万6,000円の内訳ということでございますが、こちらのほうの内容といたしましては、令和2年4月から利根町公民館が新しく利根町文化センターということで生まれ変わります。

つきましては、この施設の利用形態または施設名を町民の方々に幅広く知っていただくということを目的といたしまして、来年度の初めにコンサートを企画したいと考えております。そのコンサートの実施のために周知用のチラシとか鑑賞券の印刷、またはプログラム等の印刷ということで考えておりますので、そちらのほうの経費ということになっております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 2年目に冷蔵庫を搭載するということなんですけれども、これは買い物というのは、皆さんいろいろなものが乗っかっていると思うんですが、これ、1年目からという考えはなかったんですか。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、花嶋議員のご質疑にお答えします。

せんだっての大越議員の一般質問のときに説明しましたが、あくまでこれは8月の下旬に県とかJAのほうからやりたいという話がありました。その後、当然ことしじゅうに実績が出ないと、来年、再来年の補助金が出ないということで急ピッチに今進めています。

実際、これ新車となりますと、特殊車両となりますので納期が相当かかりますので、実際は年明け1月下旬にやろうとしているんですが、当然予算が可決いただかないと発注もできないと、契約もできないということなので、ことしはとりあえず軽トラでやりましょうということでスタートして、来年はそういうことで新車を導入予定で、今、準備をしているところです。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、まず、土地売却収入、さきに質問があつて、水神様の代替地の売却とかというお話を聞きましたけれども、今、何区画売りに出しているというか、あの上にも売れる物件というのがあるものなのですか、それをちょっと聞きたいです。

それは下とか上とかという意味でなくて、もともとの本田にいた方々が上に上がる、それを優先することだと思ふんですけれども、一般の方もそこは買えるのかどうかも含めて、区画数と、その辺についてご説明ください。

それから、歳出のほうで、13ページの社会福祉費の扶助費です。難病療養者等の見舞金として8万4,000円があるんですが、これについて上位法等の改正があつてこういう見舞金等を送るようになったのかどうかも含めてご説明ください。

それから、し尿処理事業、説明によると単価の改正があつたという説明をされたかと思うんですが、どのような単価の改正があつたのか、それをご説明ください。

それからもう一つ、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、課長のほうからも978万8,000円の財源については、国のほうが735万4,000円、県のほうが121万7,000円ということで、この担い手づくり総合支援交付金に充てられるという話がありましたが、もう一つ、人・農地問題解決推進事業で2万円がありますね、それを含めて国県の補助金が859万1,000円になっているんだけど、この強い農業・担い手づくり総合支援交付金と人・農地問題解決推進事業、これはどういう関係があるのか、その辺、説明ください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 井原議員の質疑にお答えいたします。

先ほどお話したように、防災ステーション整備に伴う代替用地ですので、現在、下にお住まいの住民の方の代替ということなので、別に第三者が、ぜんぜん違うところの人がそこを買うことはできません。

今現在、移転を行っていきまして、8軒の予定であります。墓地が1カ所あります。それで、現在、4軒が移転されていきまして、残り4軒がこれから移転するような形になっております。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、井原議員のご質疑にお答えします。

13ページの下段、社会福祉関係総務費の扶助費ということで、難病療養見舞金についてのご質問ですが、一応金額の算定をご説明いたしたいと思っております。

支給対象者の給付見込み額を、当初予算のほうでは1万2,000円で50件で60万円を見込んでおりました。この見舞金は基本的に本年12月に支給するんですが、12月に支給する10月1日現在の現況届けによる対象者数と、ことし4月から10月分までに新規申請のあった支給見込み件数の合計件数が47件ということで、現在のところ何とか予算内での支出が可能でございます。しかしながら、現況届けの未提出者もおりまして、また、これから新規申請対象者が毎月若干ふえる傾向にございますので、そういったふえる傾向にありますことから、今般の申請状況を勘案しまして、11月から来年7月までの新規申請者を月2件ほど見込みまして8万4,000円を増額させております。

それで、この町の制度の難病療養者見舞金制度について概略を説明いたしたいと思っております。

特定疾患というちょっと難しい言葉で、厚生労働省が定める疾患ということで、それによって長期にわたって治療をして療養を要する人に難病療養者見舞金を支給しますという制度があります。

それで、見舞金の支給対象者につきましては、茨城県から、これは主に保健所のほうになるんですが、一般特定疾患医療受給者証、または小児慢性特定疾患医療受給券、または先天性血液凝固因子障害医療受給者証の交付を受けている方が対象となりまして、また、当然利根町に住所を有している方、申請日より6カ月以上前から住んでいることが条件になります。

あと、申請の該当年におきまして、市町村民税が非課税の方といった支給対象者の要件となっております。

窓口のほうには、そういった受給者証とか印鑑、それから、通帳など振込先のわかるもの、それをお示し願って、最終的には審査が決定して支給するということです。

それで、この難病療養者見舞金の対象となる特定疾病、厚生労働大臣が定める疾患ということで昨今その対象範囲が広がっておりまして、今現在、最近の情報では、ことし7月1日に新たに2項目が加わりまして361の特定疾病、いわゆる難病と言われているものがございます。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、井原議員のご質疑にお答え申し上げます。

17ページの衛生費のところでございます。

款4 衛生費, 項2 清掃費, 目4 のし尿処理費の役務費のし尿処理手数料でございますが, これは一般家庭のし尿及び浄化槽汚泥を清掃委託業者がくみ取りいたしまして, 龍ヶ崎地方衛生組合で処理する際の手数料でございます。

今回の6万1,000円の増額補正となった理由でございますが, 龍ヶ崎地方衛生組合の廃棄物処理及び清掃に関する手数料徴収条例の一部が10月から改正されたことに伴いまして, し尿処理手数料が10キログラム当たり3.5円から3.66円に上がったことによるものと, もう一つが, 4月から9月までのし尿及び浄化槽汚泥の投入量が, 当初見込んでおりました量と比較しますと若干ふえておりまして, 今後予算が不足すると思われるため, 今回補正を行ったものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは, 井原議員のご質疑にお答えいたします。

県支出金の2万円のことでよろしいですね, 人・農地問題解決推進事業費補助金2万円, これと強い農業・担い手づくり総合支援交付金, これは全くの別物でございます。

この2万円につきましては, 当初予算で町負担と県負担2分の1ずつで予算計上をしてあったものを, 今度は事業の内容が変わりまして, 町負担はなしで100%県負担ということで, 町の一般財源の2万円を県支出金のほうに組み入れたものでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） それでは, 土地売払収入, 今, 課長からお話を聞きましたけれども, 今の何件, 何件と書いてはいなかったんですけれども, 今の数字で元の本田に住んでいた方は, 希望する方は全部上に上がれるスペースはあるということで理解していいわけですね。

そうしますと, 仮に今, 国土交通省でつくった敷地は余ると思うんですけれども, 余りませんか, 余った分は一般の人に売らなければ, あそこはどうするんですか。

それが決まっているか, 決まっていないか, それは国土交通省の問題だと言えればそれまでなんですけれども, あそこは利根町ですから, その土地の管理までいかななくても, 処理方法は利根町で意見を言わなきゃならないですね。ですから, そういうことも含めてちゃんとやらないと空き地になってしまうよね, そういうことも含めて, 今はいいですよ, 考えておいてください。

それから, 難病です。これは昨年度まではなかったように私は思っているんですよ。とし4月から法改正によって難病が入ったように記憶しているんです。要するに障害者自立支援法が変わって, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律がこういうふうに変ったから難病というのも今度行政で手を出すようになったというか, 支

援するようになったのかなと理解しているんだけど、その辺、ちょっと説明してください。

今の強い農業は財源の置きかえをするというか、前の問題を説明してもらわないと、何か2万円が余計なところに入っているみたいな感じが今しましたので、質疑したんです。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、井原議員のご質問にお答えします。

この難病見舞金の支給要綱でございます。ただあいにく、いつ公布になったかがちょっとわからないんですが、従前から、去年もその前も見舞金支給制度はございます。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。議案第72号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第5号）について、14ページ、民生費、老人福祉費、高齢者買い物弱者移動販売事業、これについて質疑いたします。

今までお聞きしました内容については、令和3年度まで、内訳等は内容を理解できました。これを上程されるに当たりまして、委託先との委託内容に関してどのように、例えば100品目あるとお伺いしたように思うんですけれども、品物の種類ですとかそのようなことが、高齢者の買い物弱者に対しての買い物の品目というのは重要な品ぞろえだと思います。これからそういうことも工夫されていかれるでしょうし、それから、ルートとか回数等、回っていく範囲、回数等もデータをとっていかれて改善されていくと思いますけれども、この品目に関して、その品目をどういうふうに検討されたのか、そして、その品目をそろえられる業者としてJAを選定されたのでしょうか、経緯のほうをお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、石山議員のご質疑にお答えします。

14ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費の高齢者等買い物弱者移動販売事業について、委託先との委託にかかわる仕様検討の内容と方法はとのご質問でございますが、委託事業の仕様等についての詳細、他の自治体なども一応参考にしながら、幾度となく委託予定先と協議、検討を行いました。

その概略で内容の主なものですが、契約の履行期間とか、業務の目的とか、事業概要に加えて移動販売の運行や購入、改造、それから、維持管理に関する事項とか啓発活動、さらには委託料の支払い方法とか業務報告書の提出期限などを協議した仕様内容となっております。

そのほかにも、地域住民との良好な関係の維持や積極的な地域貢献への心がけに関する事項、さらには販売者の業務以外での仕様とか、第三者への貸与に関する禁止事項とか道路交通法など関係法令の遵守、事故等の対応責任などを盛り込んだ仕様書の内容にはなっ

てございます。

それで、品目の種類ということですが、今現在、固まっている商品のアイテム、種類につきましては、今のところJA、最終的には全農関係の商品、当然地場産もありますけれども、全部で103品目だというご返事はいただいております。

あと、ルートについては、この前の一般質問の答弁でおおむね28拠点決まったとは言ったものの、一部それからキャンセルが出まして、その一つ浮いた分をどこに選定するか調整中ということで、それが決まらないとルートが出ないということでございます。基本的に2週間に1回、30分程度、その地区に行って販売をするということになります。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） それでは、103品目ということで考えておられる、業者のほうは供給できるということ、これは理解しました。

それで、高齢者の買い物として、例えば日用品ですね、いわゆるかさばるもの、重いものとかが大変なので、近くにそういうトラックで販売していただくと助かるというところがあると思うんですけれども、一つには、わかる範囲でいいんですけれども、高齢者の買い物に特化したこういうものをそろえようとしている、そこがもしわかりましたらお伝えいただくことと、もう一つは、先ほどお聞きいたしましたところ、令和2年のうちに1.5トン車を用意するというので、最初は初期投資とかあると思うんですけれども、令和3年以降でランニングコストがどのくらいになるのか、どういう試算をされているのか、大体で結構ですけれども、何百万円かかるということ、できたらお伝えください。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、品目につきましては、高齢者に特化とは感じていないんですが、当然生鮮野菜とかお米類、あと食品、これもたくさん、103品目のうち20項目ぐらいございます。

あと、出汁とか調味料とか、それから、飲み物、スープ、あと麺類とか乾麺とか、細かく言いますと非常にたくさんあるのであれなんです、ご飯の素とか、お菓子関係でホットケーキとか、そういうものとか、あと日用品、雑貨などでもいろいろ、一つ例としてはネズミトリなども販売するような予定でいます。これは103品目やると時間の関係もございまして、後で品数はお示ししたいと思います。

あと、令和3年度以降、基本的に債務負担行為でお示ししたとおり、一応3カ年で委託は、今のところ延長は考えてございませんが、その先どうするかということが課題となります。

取手市なども実績がありまして、実際補助金とかなくなりますので、財源が非常に切迫されますということで、一応補助金支給要綱とかを仮につくりまして、例えば販売スタッフ1名分の補助を出そうとか、そういう形で町からの公費は抑えていくという考え方を今持っているところです。

実施主体はそのまま、車両についても、補助事業ですので、買った場合は5年以上使わなければいけないという制約とかございますので、そういったことを絡めながら町からの支出を抑えながらやっていくということで、先ほど花嶋議員にも話したんですけれども、一応3年、つくった翌年のランニングコストで言いますと239万7,000円ということで、基本的にはこの経費を基本に流れていくという形で予定してございます。

よろしいでしょうか。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 最後に239万7,000円、これが軌道に乗った年以降、年度ごとに必要になるだろうと、こちらに関しましては国庫補助金のほうを利用していくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、石山議員のご質問にお答えします。

令和3年度が、今のところ県の補助金の支給要綱の最後の年度になります。ということで、それ以降は現行制度では補助金がありません。ということで心配するわけなので、そうしたときには、この委託から補助制度に切りかえるということで、例えば先ほど言いましたけれども、販売スタッフだけ町から補助しようじゃないかということは、互いの協議の中で決めていくということで、金額が縮小されるというところで、今のところは考えてございます。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第72号 令和元年度利根町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第73号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

1番 峯山典明議員。

○1番(峯山典明君) 1番峯山典明です。議案第73号について質疑させていただきます。

一つ目、国保診療所医療事務業務委託、清掃業務委託、コピー機賃借料は何社から見積もりをとられたのか。

二つ目、財政調整基金の残高についてお尋ねいたします。

○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) それでは、峯山議員の質疑にお答えいたします。

国保診療所における債務負担行為医療事務業務委託、清掃業務委託、コピー機賃借料は何社から見積もりをとったのかとのご質問ですが、まず、医療事務業務委託は2社から見積もりをとっております。

次に、清掃業務委託は3社から見積もりをとっております。

最後にコピー機賃借料は1社から見積もりをとっております。

次に、財政調整基金の残高ということの質問ですが、財政調整基金は国保の場合、2種類ありまして、一つは国保の事業勘定になります。令和元年度9月末現在で2億2,724万7,000円でございます。今回の補正で135万2,000円を積み立ていたしますと、基金残高は2億2,859万9,000円となります。

あともう一つ、施設勘定がありまして、これは国保診療所の部分になります。令和元年度9月末現在で2億790万1,000円になります。

○議長(船川京子君) 峯山議員。

○1番(峯山典明君) これで最後の質問になります。

コピー機の賃借料が1社ということなんですけれども、その1社だけになったしまった理由、2社以上とられなかった理由をお尋ねいたします。

質問は以上になります。

○議長(船川京子君) 直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) ご質問にお答えいたします。

コピー機の賃借料1社はなぜかということなんですけれども、これは主治医意見書、あと医師の医療機関情報などパソコンからプリントするためにコピー機の更新を伴うんですけども、これはパソコンのコピー機は電子カルテシステム等の保守点検業務も一緒に行っている業者ですので、どうしても1社になってしまうということでの見積もりになります。

○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第73号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第8、議案第74号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第74号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、4ページの公共下水道債440万円、それと過疎対策事業債440万円、これは起債の組み替えなんですけれども、過疎対策債のほうは7割の補助ということで有利だからやったと思うんですよ。ただ、要望どおり借り入れができなかった理由について説明ください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 石井議員のご質疑にお答えいたします。

なぜ要望どおり借り入れができなかったかの理由ですが、地方公共団体金融機構から借り入れを行ってしまして、過疎対策事業債公共下水道分の貸し付け枠が460万円しかなかったため、要望した900万円を借り入れすることができなかったの、借り入れできなかった440万円を公共下水道債から借り入れするものでございます。

要望はあくまでも900万円と要望したんですが、借り入れの機関のほうから460万円しか枠がないので460万円しか貸し付けできませんという回答をいただいて、こういう形になっております。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。議案第74号について質疑通告をいたしました、ただいま質疑されました石井議員と同じでございますので、省略させていただきます。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第74号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第9，議案第75号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第75号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第10，議案第76号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

1 番 峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1 番 峯山典明です。議案第76号について質疑させていただきます。

高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務の委託費は適正な金額となっているか、また、この計画は必ずしも策定しなければいけないものなのかどうかお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、峯山議員のご質疑にお答えいたします。

高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務の委託費は適正かとのご質問でございますが、議案書の4ページにあります第2表債務負担行為で、事項名が高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託、期間が令和元年度から令和2年度まで、限度額が418万4,000円としているところです。

債務負担行為は地方自治法の規定によりまして、契約等で発生する債務負担を設定する行為ということで、予算内容の一部として議会の議決によって設定されるものでございます。あくまで現時点では、まだ歳出の予定が確定しているわけではございませんので、期間や限度額をお示ししているものでございます。

この場合、今後必要とされる経費につきましては、改めて委託料として歳出予算に計上することになりますので、ご承知おき願いたいと思います。

そこで、委託費の額は適正かとのことでございますが、業務委託の限度額の算出に当たりましては、見積もり書を徴取してございます。1社では妥当性が欠けますので、3社から見積もりをとりまして、その平均額を用いまして限度額としておりますので、適正と判断しているところでございます。

次に、この計画は必ずしも策定しなければいけないものかとのご質問でございますが、議会初日でもご説明いたしましたとおり、現在の計画は来年度、令和2年度で3年間の計画期間が終了します。そこで、令和3年度から令和5年度までの計画を策定する必要がございます。

この高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画はそれぞれの法律の規定によりまして計画策定が義務づけられておりまして、高齢者保健福祉計画は老人福祉法の第20条の8で、介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項で、3年を1期として一体的なものとして作成されなければならないとされておりますので、法に基づき作成しなければいけないということでございます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第76号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第11，議案第77号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第77号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は，原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第12，議案第78号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第78号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は，原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第78号は原案について同意されました。

○議長（船川京子君） 日程第13，議案第79号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8 番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。議案第79号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてということでございます。

固定資産税，町の重要な税金のもととなる会議でございますので，適正に審議されているとは思いますが，誰でもどういふことをやっているのか，のぞき見したくなるものでございますので，今回，その審査概要についてちょっとご説明いただければと思います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それでは，井原議員のご質疑にお答えいたします。

利根町固定資産評価審査委員会の審査概要についてのご質疑でございますが，まず，法的なところからお話したいと思います。

この審査会は，地方自治法第185条第3項の規定に基づき，地方税法第423条第1項で市町村での設置を定め，さらに同法436条第1項で審査の手續，記録の保存，その他審査に関し必要な事項は当該市町村の条例で定めるとしております。

また，同条第2項において，条例で定めるべき事項は条例の定めにより規程，これは訓令を指しますが，これを定めることができるとしております。

これらを受けまして，議員ご承知のとおり，町では条例及び規程を制定しているところでございます。

その条例の内容でございますが，審査の申出，申出書の受理及び却下，書面審理，口頭審査，実地調査，議事の調書，決定書の作成などを規定し，さらに同条第16条の委任規定を受け，手續，記録の保存，その他必要な事項について規程で規定しております。

固定資産評価審査委員会は地方税法第423条第1項の規程に基づき，固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査，決定するために市町村に設置されるもので，審査の概要につきましては，先ほどの条例の規程に沿った形での審査を行うこととなります。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ある程度承知しているんですけども，住民からの不服申し立て等が近年あったのかどうなのか，昨年とは言いません，近年あったのかどうなのか，それだけお聞きして終わります。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 固定資産の審査申し出ができるのは，基準年度以外にはできません。基準年というのは，俗にいう評価替えの年ですね，この年の申し出に限られます。

近年あったかどうか，近年というのはどのぐらいのスパンかどうかあれなんですけれども，大体10年で見ますと2件ほど，たしかございました。ただそれ以外は，その前にもなかったと記憶しております。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第79号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案について同意されました。

○議長（船川京子君） 日程第14, 議案第80号 字の区域の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第80号 字の区域の変更についてということで、利根北部地区の土地改良なんですけれども、これ施行者が茨城県で事業面積が176.8ヘクタール、換地処分の日が令和2年12月1日ということで提案されておりますけれども、この区域の中には龍ヶ崎市地区が入っているわけで、それで利根町と龍ヶ崎市がある中で、利根町の面積が減ったのかふえたのか、その辺を説明ください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、石井議員の質疑にお答えいたします。

字の区域の変更についてとのことですが、まず、龍ヶ崎市と利根町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、それぞれの市、町で議決をいただき、その後、茨城県知事宛てに龍ヶ崎市と連名で市町の境界変更を申請いたしまして、茨城県知事より境界変更決定通知により、県が総務大臣に届け出まして、官報によって告示され、令和元年7月1日に効力が発生いたしております。

面積につきましては利根町が若干減ってしまいまして、0.3平方メートルほど減少となっております。龍ヶ崎市と利根町との境界変更が確定しまして、利根北部地区の圃場のメーン整備の方が終了いたしましたので、今回の字の区域の変更となりました。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第80号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案は、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第15，諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は，古田吉光氏が適任であると答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，諮問第1号は原案について適任であると答申することに決定しました。

○議長（船川京子君） 日程第16，議員派遣の件を議題とします。

本件は，お手元に配付のとおり，地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，議員派遣に変更がある場合は，議長に一任とさせていただきます。

○議長（船川京子君） 日程第17，常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から，会議規則第75条の規定により，お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について，閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） ここで、五十嵐辰雄議員から、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告について発言を求められておりますので、これを許します。

五十嵐辰雄議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員五十嵐辰雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（五十嵐辰雄君） それでは、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会の報告をいたします。

令和元年5月27日、龍ヶ崎地方塵芥処理組合第1回臨時会が開催され、6件の案件が提出されました。

選挙第1号 議会議長の選挙についてです。

議長の選挙の方法については、指名推選によることに決しました。後藤光秀議員を議長の当選人と認め、当選されました。

選挙第2号 議会副議長の選挙についてでございます。

副議長の選挙につきましては、指名推選によることに決しました。不肖私、五十嵐辰雄が副議長に推挙されました。ありがとうございました。

議案第1号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合監査委員の選任についてでございます。

龍ヶ崎市南中島町67番地、戸澤淳子氏を、龍ヶ崎地方塵芥処理組合監査委員に選任したので議会の同意を求める。全員異議なく同意しました。

議案第2号 工事請負契約について。

平成31年4月22日に落札した2019年度クリーンプラザ・龍ごみ処理施設整備工事について、請負金額3億3,426万円、請負者はJ F Eエンジニアリング株式会社、工期は平成32年3月27日までです。

報告第1号 平成30年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計継続費についてです。

クリーンプラザ・龍リサイクル施設長寿命化総合計画策定及び基幹的設備改良工事発注支援業務委託についてです。継続費の総額は1,004万5,000円とするものです。

報告第2号 平成30年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

内容は、板橋地区水道引き込み工事であります。平成31年度で事業実施できるよう、翌年度繰越額3,326万4,000円とするものです。

次に、令和元年第2回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会臨時会が、令和元年8月30日に開催されました。2件の議案が提案されました。

議案第1号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合行政財産の使用料徴収条例の全部を改正する。

これは、令和元年10月1日から消費税の税率の改定により、消費税相当額を転嫁する。全員異議なく賛成で可決されました。

議案第2号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合廃棄物の処分手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

議案第1号と同じように、消費税の税率改定により手数料を改正する。全員異議なく賛成しました。

次に、議員視察研修でございますが、令和元年10月24日、25日の2日間にわたり、青森県八戸市八戸広域市町村圏事務組合の八戸清掃工場を視察いたしました。

工場は第一工場と第二工場、八戸リサイクルプラザで構成されています。第一工場は処理能力150トン炉2基、第二工場は処理能力150トン炉1基です。運営の基本は資源循環型社会に向けて、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化に取り組んでいます。今後の塵芥処理組合事業の参考にしたいと思います。

次に、令和元年11月22日、龍ヶ崎地方塵芥処理組合第1回定例会が開催されました。8件の案件が提案されました。

議案第1号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の臨時特例に関する条例でございます。

議案第2号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第3号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第4号は工事請負契約でございます。

クリーンプラザ・龍リサイクル施設基幹的設備改良工事、請負金額が10億4,500万円です。請負者はJFEエンジニアリング株式会社、工期は令和3年3月31日でございます。

議案第5号 平成30年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入は12億6,526万9,193円、歳出は11億8,882万8,147円です。歳入歳出差引額につきましては7,644万1,046円です。

議案第6号 令和元年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,082万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億3,192万5,000円とする。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて。

これは和解でございます。令和元年10月5日、当組合可燃プラットホーム内において、当組合職員が操作するダンピングボックスが搬入にきた軽貨物自動車に接触し、緊急を要するため専決処分をいたしました。損害賠償金は7万3,590円です。

以上、全議案につきまして原案のとおり可決並びに承認されました。

以上、報告でございます。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

○議長（船川京子君） 次に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和元年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月3日から本日までの9日間にわたり行われた今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることとなりました。議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申しあげました案件、全てにつきまして原案どおり可決並びに承認をいただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中、一般質問また議案審査の過程で議員の皆様からいただきましたご意見やご提言につきましては、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと考えております。

現在、令和2年度の予算編成を行っているところですが、編成に当たっては、毎年単年度の歳入をもって歳出総額を賄うことができず、財政調整基金やその他特定目的基金を取り崩すなど、大変厳しい状況が続いております。

このような中、限られた財源を有効に活用するためにも、町民の皆さんの声に耳を傾け、スピード感をもって質の高い行政サービスを提供できる町政の実現に向け、予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

議員の皆様方には、今後も引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。議会定例会の閉会に当たり挨拶とさせていただきます。9日間、大変ご苦労さまでございました。

○議長（船川京子君） 以上で、本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和元年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和2年第1回定例会は、令和2年3月2日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 花 嶋 美 清 雄

署 名 議 員 井 原 正 光